

保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成 30 年 10 月 25 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（受）第 990 号

【事 件 名】 接見妨害等国家賠償請求事件

【裁 判 結 果】 破棄・差戻

【参 照 法 令】 刑事収容施設法 1 条・31 条・73 条・79 条・115 条、刑事訴訟法 39 条 1 項

【掲 載 誌】 民集 72 卷 5 号 940 頁、裁時 1710 号 7 頁、判時 2399 号 13 頁、判タ 1456 号 57 頁

LEX/DB 文献番号 25449764

事実の概要

1 X_1 は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件で起訴され、福岡拘置所に被告人として勾留されていた。平成 21 年 7 月 23 日、 X_1 は、「獄中者に対する暴行を謝罪せよ。」などと大声を発生し、同拘置所の職員から再三にわたり制止を受けたが、これに従わず、同様の発言を繰り返して大声を発生し続けたため、刑事収容施設法 79 条 1 項 2 号イに該当するとして保護室に収容された（なお、 X_1 は、同拘置所に勾留されてから上記の収容までの間にも、複数回にわたり、他の被収容者と共に「死刑執行に反対するぞ。」などと大声でシュプレヒコールを行い、保護室に収容されたことがあった）。

2 X_1 の弁護人であった X_2 は、同年 7 月 27 日、福岡拘置所を訪れ、 X_1 との面会の申出（以下、「本件申出」とする）をした。 X_1 は、同月 23 日以降も連日大声を発生し、継続して保護室に収容されており、同月 27 日も、本件申出の前後にわたり、「獄中者に対する暴行を謝罪しろ。」などと大声を発生していた。そのため、同拘置所の職員は、 X_1 に本件申出があった事実を告げないまま、 X_2 に対して、 X_1 が保護室に収容中であるために面会は認められない旨を告げ、 X_1 と X_2 との面会を許さなかった。そこで、 X らが、接見交通権の侵害を理由に国家賠償請求訴訟を提起した。

3 第一審（福岡地判平 28・1・15 民集 72 卷 5 号 957 頁）は、「刑事施設の規律及び秩序維持のため、なお保護室収容を継続する必要性、相当性が認められる状況下において、被収容者と弁護人

との面会を理由に保護室収容を中止する事態を〔刑事収容施設法は〕想定していない」として、拘置所職員による面会を認めない措置を適法とした。

4 原審（福岡高判平 29・3・7 民集 72 卷 5 号 983 頁）は、保護室に収容されている被告人との面会の申出が弁護人からあった場合に、刑事施設の長が保護室への収容を継続する必要性及び相当性を判断する前提として、上記申出があった事実を被告人に告げるか否かは、その合理的な裁量に委ねられており、この事実を告げないまま、保護室に収容中であることを理由として面会を許さない措置がとられたとしても、上記裁量の範囲の逸脱がなく、上記必要性及び相当性の判断に誤りがない限り、原則として、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法とならないとして、 X らの控訴を棄却した。そこで、 X らが上告及び上告受理申立てをした。

判決の要旨

1 「(1) 刑訴法 39 条 1 項によって被告人又は被疑者に保障される接見交通権は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者が弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護人等からいえばその固有権の最も重要なものの一つである（最高裁……〔昭和〕53 年 7 月 10 日第一小法廷判決・民集 32 卷 5 号 820 頁参照）。そして、刑事収容施設法 31 条も、未決拘禁者の処遇に当たっては、未決の者としての地

位を考慮し、その防御権の尊重に特に留意しなければならないものとし、また、刑事収容施設法 115 条は、刑事施設の長は、未決拘禁者……に対し、弁護士等を含む他の者から面会の申出があったときは、同条所定の場合を除き、これを許すものとしている。これらに照らすと、刑事施設の長は、未決拘禁者の弁護士等から面会の申出があった場合には、直ちに未決拘禁者にその申出があった事実を告げ、未決拘禁者から面会に応ずる意思が示されれば、弁護士等との面会を許すのが原則となる」。

2 「(2) もっとも、刑事施設においては、その施設の目的や性格に照らし、未決拘禁者を含む被収容者の収容を確保し、その処遇のための適切な環境及び安全かつ平穏な共同生活を維持する必要があるため、規律及び秩序が適正に維持されなければならない(刑事収容施設法 1 条、73 条参照)。そして、刑事収容施設法 79 条 1 項 2 号は、被収容者が同号イからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるときには、被収容者を保護室に収容することができるものと……している。その一方で、刑事収容施設法は、保護室に収容されている未決拘禁者と弁護士等との面会については特に定めを置いていない。これは、保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護士等からあったとしても、その許否を判断する時点において未決拘禁者が同条 1 項 2 号に該当する場合には、刑事施設の長が、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、面会を許さない措置をとることができることを前提としているものと解される。上記時点において未決拘禁者が同号に該当するか否かは、未決拘禁者に係る具体的な状況を踏まえて判断されるべきものであるが、その判断に当たっては、未決拘禁者が、刑務官の制止に従わず大声又は騒音を発するなど同号に該当するとして保護室に収容されている場合であっても、面会の申出が弁護士等からあった事実を告げられれば、面会するために大声又は騒音を発することをやめるなどして同号に該当しないこととなる可能性もあることが考慮されるべきである」。

3 「上記 (1) 及び (2) の刑訴法及び刑事収容施設法の趣旨等に鑑みると、刑事施設の長は、未決拘禁者が刑事収容施設法 79 条 1 項 2 号に該当するとして保護室に収容されている場合において面

会の申出が弁護士等からあったときは、未決拘禁者が極度の興奮による錯乱状態にある場合のように、精神的に著しく不安定であることなどにより上記申出があった事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかな場合を除き、直ちに未決拘禁者に同事実を告げなければならない、これに対する未決拘禁者の反応等を確認した上で、それでもなお未決拘禁者が同号に該当するか否かを判断し、同号に該当しない場合には、同条 4 項により直ちに保護室への収容を中止させて刑事収容施設法 115 条等により未決拘禁者と弁護士等との面会を許さなければならないというべきである。

そうすると、刑事収容施設法 79 条 1 項 2 号に該当するとして保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護士等からあった場合に、その申出があった事実を未決拘禁者に告げないまま、保護室に収容中であることを理由として面会を許さない刑事施設の長の措置は、未決拘禁者が精神的に著しく不安定であることなどにより同事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明かであるといえる特段の事情がない限り、未決拘禁者及び弁護士等の接見交通権を侵害するものとして、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となる」。

4 「これを本件についてみると……上告人 X₁ は、本件申出の前後にわたり保護室において大声を発していたが、当時精神的にどの程度不安定な状態にあったかは明かではなく、意図的に抗議行動として大声を発していたとみる余地もあるところ、本件申出があった事実を告げられれば、上告人 X₂ と面会するために大声を発するのをやめる可能性があったことを直ちに否定することはできず……上告人 X₁ の言動に係る事情のみをもって、前記特段の事情があったものということとはできない。「原判決中、上告人らの接見交通権の侵害を理由とする損害賠償請求に関する部分は破棄を免れ〔ず〕……前記特段の事情の有無等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻す」。

判例の解説

一 本判決の意義

本件で問題となったのは、保護室収容中の未決

拘禁者と弁護人等との面会を認めない拘置所長の措置が許されるか、という点である。この点、刑事収容施設法には、保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会についての規定が置かれておらず、学説や裁判例においても、この論点について言及したものはほぼ見られなかった¹⁾。そのような状況の下、最高裁として初めてこの論点についての判断を示した点に本判決の意義がある。

二 保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会の許可

1 保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会を認めるか否かの判断に先立ち、本判決が、(1) 未決拘禁者が保護室収容中の場合であっても、「特段の事情」がない限り、(刑事施設の長には) 弁護人等からの接見申出があった事実を告げる義務があることを確認にした点、及び、(2) 同事実を告げようとして「未決拘禁者に係る具体的な状況」を踏まえて「保護室収容要件の充足性判断を改めて行うことを要求した点は評価に値しよう。

2 もっとも、本判決が、刑事収容施設法上に保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会についての規定が置かれていないということから、「未決拘禁者が同条1項2号に該当する場合には、刑事施設の長が、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、面会を許さない措置をとることができることを前提としている」と解釈した点には疑問が残る。「刑事手続上最も重要な基本的権利」である接見交通権について、それを制約する明文規定が置かれていない以上、むしろ保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会を制限することは許されないとの解釈も十分に成り立ちうるからである。仮に保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会を(明文規定なく) 制限できるという解釈を採るのであれば、その理論的根拠についても明示すべきであろう。

3 この点、刑事収容施設法117条・113条によって、面会中に未決拘禁者(又は弁護人等)が刑事施設の規律及び秩序を害する行為(同条1項1号ロ)をするときには、面会の一時停止(同条1項)及び終了の措置(同条2項)をとることができるのであり、「刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要がある」(同法79条1項2号)として保護室に収容されている未決拘禁者につい

ては、仮に弁護人等との面会を認めたとしても、結局のところ、面会開始後に一時停止・終了の措置がとられることになるのだとすれば、(そのような措置がとられることが予期される場合は)はじめから面会自体を認めないことも許されるのではないか、とする見解がある²⁾。

しかし、同法117条・113条は面会開始後における規律秩序違反を理由とする規定であって、面会開始前から同条を適用することには解釈論として無理があるといわざるをえない。また、本件の第一審判決が上記規定を引用していたにも拘わらず、本判決がこれらの規定に一切言及していないことに鑑みると、少なくとも、最高裁は上述のような見解に依拠するものではないといえよう³⁾。

4 それでは、最高裁は如何なる論理の下、保護室収容中の未決拘禁者と弁護人との面会を制限できるとの解釈を採用したのであろうか。

この点、同法79条1項2号が、「被収容者の精神状態が著しく不安定であって、手をつけられないような場合に限る趣旨」で、「刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」と規定しているのだとすれば⁴⁾、保護室収容中の未決拘禁者については、通常、他者との意思疎通を図れる状態にないことが前提とされており、それゆえ——いわば接見交通権の内在的制約として——弁護人等との面会を許さない措置をとることが正当化されうる、との論理はありえよう。このように、保護室への収容は未決拘禁者の精神状態が著しく不安定である場合に限られるとの理解を前提とするならば、同法79条1項2号の該当性判断と弁護人等との面会の許可を連動させる解釈にも、一応の合理性を認めることができるであろう。

しかし、本判決を素直に読む限り、むしろ本判決は、弁護人等から面会申出があった事実を告げてもなお未決拘禁者が大声又は騒音を発することをやめない場合には、(たとえ弁護人等との意思疎通は可能な精神状態にあるとしても) 同法79条1項2号該当性が認められ、弁護人等との面会を制限できると考えているように思われる⁵⁾。また、本判決に付された池上政幸裁判官の補足意見も、(保護室収容要件に関して)「被収容者が著しく不安定な精神状態にある場合に限られるものではなく、被収容者が意図的に抗議行動として大声等を発するなどしており、状況に応じてその行動を自

制することができる場合であっても……保護室に収容する措置を執ることができる」としている。

しかし、仮に本判決が、このように保護室収容要件を緩やかに解釈する立場に依拠するものであるとすれば、保護室収容と弁護人等との面会の許可を直結させるべきではないであろう。なぜなら、これを認めることは——大声又は騒音を発する等の規律秩序違反行為をやめない限りは、保護室(継続)収容要件が充足され続ける結果、事実上、弁護人等との面会も許されないという意味において——保護室収容を一種の制裁(懲罰)として機能させることになるからである。このような理解が、閉居罰(懲罰)を受けている未決拘禁者についても弁護人等との接見交通を制限することは許されない旨を規定する同法152条1項5・6号の趣旨との整合性を欠くものであることは明らかであろう。

5 以上の通り、仮に本判決が保護室収容要件と弁護人等との面会の許可を連動させる理解に立っているとすれば、これを理論的に正当化することは困難といわざるをえない。そのうえでなお本判決の理論的正当性を確保する読み方をするとすれば、それは——本判決が保護室収容(継続)要件を「未決拘禁者に係る具体的な状況を踏まえて判断」することを要求している点を捉えて——たとえ弁護人等から面会の申出があった事実を告げられた時点で、なお未決拘禁者が大声又は騒音を発するのを完全にやめる状態にまで至っていないとしても、すでに極度の興奮状態は解消され、他者(弁護人等)との意思疎通は十分に図れる状態に回復している場合には、本判決の立場からも保護室への継続収容は認められていない(それゆえ弁護人等との面会が認められる)、という読み方をする他ないのではなかろうか⁶⁾。

三 弁護人来所の事実を告知する法的義務

本判決は、保護室収容中の未決拘禁者に対して、弁護人等から面会の申出があった場合、原則として、刑事施設の長には同事実を告げる義務があることを確認している。そのうえで、「未決拘禁者が精神的に著しく不安定であることなどにより同事実を告げられても依然として同号〔刑事収容施設法79条1項2号〕に該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情」がある場合にのみ、告知義務を免除した。確かに、「未

決拘禁者が極度の興奮による錯乱状態にある場合」のように、「上記告知をすることが実質的に意味を持たないような場合」にまで、形式的告知を要求する意義は乏しいであろう。しかし、上記「特段の事情」の有無の判断は(未決拘禁者の反応という将来予測を含むため)必ずしも容易ではなく、他方で、一律告知を要求することの弊害等もほぼ想定しえないことに鑑みると、弁護人等からの面会申出の事実ほぼ例外なく未決拘禁者に告げるというのが、(本判決の下での)適切な実務運用といえるであろう。このような理解は、本判決が(上記告知をするか否かに関して刑事施設長の合理的裁量を認めた)原審の立場を明確に否定していることとも整合的といえよう⁷⁾。

●——注

- 1) この点に関する裁判例は、管見の限り、東京地判平25・5・27LEX/DB25512842と大阪地判平13・6・22公刊物未登載(鴨下守孝『全訂2版 新行刑法要論』(東京法令出版、2009年)460頁参照)の2件のみである。
- 2) 田中優企「判批」刑事法ジャーナル60号(2019年)156頁。
- 3) なお、本判決がこのような見解に与しなかったのは、(単に同法117条・113条の文理解釈として困難であるからというだけではなく)未決拘禁者と弁護人等との秘密接見の権利との関係で、そもそも上記規定の適用には抑制的でなければならないとの価値判断が働いたからではないと思われる。
- 4) 林眞琴ほか『逐条解説 刑事収容施設法〔第3版〕』(有斐閣、2017年)361頁。
- 5) 笹本哲郎「判批」ジュリ1535号(2019年)94頁も、保護室収容の要件につき、「〔本判決は〕精神状態が著しく不安定な場合に限られないとの解釈を前提にしているものと解される」とする。
- 6) なお、本件とは異なり、保護室収容中の未決拘禁者が弁護人等との面会を要求する場合についても、同様の問題は生じうる。たとえば、保護室収容中の未決拘禁者が保護室収容の違法・不当性を大声で主張して弁護人等との面会を要求しているような場合でさえ、保護室収容(継続)要件を充足するとして、弁護人等への通知をしない措置、あるいは、通知を受けて来所した弁護人との面会を許さない措置がとれるとは思われない。
- 7) 本判決の評釈として、本文に引用した文献のほか、高倉新喜「判批」法セ769号(2019年)130頁、北島周作「判批」法教461号(2019年)157頁、金子章「判批」法教461号(2019年)161頁がある。